

内閣参質二二一第二〇号

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の關係に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員辻元清美君提出ホルムズ海峡を巡る情勢と重要影響事態の関係に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の答弁のとおりである。

二について

一般論として申し上げれば、いかなる事態が重要影響事態に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府がその持ち得る全ての情報を総合して客観的かつ合理的に判断することとなる。

三について

お尋ねの「現時点におけるホルムズ海峡」について、重要影響事態に該当するとの判断は行っており、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「中東戦争の経済的影響に関するG7議長国コミュニケ」は、G7議長国であるフランスの判断で発表されたものであり、その具体的な内容についてお答えすることは差し控えたい。